



2019年5月22日

各 位

会 社 名 昭和電線ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 長谷川 隆代
(コード番号 5805 東証第1部)
問 合 せ 先 執行役員 事業戦略統括本部経営企画部長 小又 哲夫
(TEL. 044-223-0520)

監査等委員会設置会社への移行に伴う定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年6月26日開催予定の第123期定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社では従来から、コーポレートガバナンス体制の充実および強化を経営の重要課題と位置付けて取り組んでまいりました。そのうえで、当社グループの持続的発展のために、以下を目的として監査等委員会設置会社へ移行することとし、定款について所要の変更を行うものであります。
 - ① 業務執行の決定権限を業務執行取締役等に大幅に委譲することで、業務執行の効率化と迅速化を図っていく。
 - ② 取締役会は、経営戦略等の重要なテーマの審議を、これまで以上に充実させていく。
 - ③ 監査等委員会を中心に監査、監督機能のさらなる強化を図っていく。
- (2) 変更案第24条を新設することで執行役員の位置付けを明確化するとともに、「執行役員の中から、社長ならびに当会社および当会社の子会社から成る企業集団の最高経営責任者（グループCEO）その他役付執行役員を定める」こととし、これに伴い、株主総会および取締役会の招集権者および議長ならびに役付取締役に関する規定を一部変更いたします（変更案第15条、第21条、第23条）。
- (3) コーポレートガバナンスの強化の一つとして経営の透明性を高めるために相談役を廃止することとしたため、現行定款第24条は削除いたします。
- (4) 条文の新設、変更および削除に伴い、条数の変更その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

なお、本議案による定款一部変更は、本株主総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日： 2019年6月26日（水）

定款変更の効力発生日： 2019年6月26日（水）

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p><u>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数および選任方法)</p> <p>第19条 当社の取締役は10名以内とし、<u>株主総会において選任する。</u></p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p><u>2</u> (条文省略)</p> <p><u>3</u> (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序により取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役、<u>取締役会</u>および執行役員</p> <p>(員数および選任方法)</p> <p>第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>)は、<u>10名以内とする。</u></p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p><u>3 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>4</u> (現行どおり)</p> <p><u>5</u> (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集権者および議長) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p><u>2 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p><u>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役社長1名、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。</u></p> <p><u>(相談役)</u> 第24条 取締役会は、その決議によって、相談役若干名を定めることができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会規則) 第26条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序により取締役</u>がこれを招集し、議長となる。 (削 除)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(代表取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>、代表取締役を選定する。 (削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(執行役員)</u> 第24条 取締役会は、その決議によって、執行役員を定め、業務を執行させる。</p> <p><u>2 取締役会は、その決議によって、執行役員の中から、社長ならびに当会社および当会社の子会社から成る企業集団の最高経営責任者（グループCEO）その他役付執行役員を定めることができる。</u></p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第26条 当会社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会規則) 第27条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役との責任限定契約) 第28条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(員数および選任方法) 第29条 <u>当会社の監査役は4名以内とし、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期) 第30条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第31条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第32条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の決議の方法) 第33条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役との責任限定契約) 第29条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(監査等委員会の招集通知) 第30条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(常勤の監査等委員) 第31条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定する。</u></p> <p>(監査等委員会の決議の方法) 第32条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会規則) 第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規則</u>による。</p>	<p>(監査等委員会規則) 第33条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規則</u>による。</p>
<p>(報酬等) 第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役との責任限定契約) 第36条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第6章 計算 第37条～第40条 (条文省略)</p>	<p>第6章 計算 第34条～第37条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附 則 <u>(監査役との責任限定契約に関する経過措置)</u> 第123期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条の定めるところによる。</p>

以 上